

東京都支部主催のコンテスト規約改定について

このたびコンテスト委員会では二つのコンテストにつき改定しました。下記 1.、2.が主な改定箇所です。

1. 青少年層の拡大の一助のため新たに参加部門としてヤング部門を電信電話部門に設けました。
2. 電子ログ提出に関する事項を書き換えました。

以下の規約の下線部分が改定箇所です。

なお、東京コンテスト規約の 6 項～14 項は東京 CW コンテスト規約と東京 UHF コンテスト規約に 10 項の「締切日」を除いて共通です。

コンテスト委員会

平成 31 (2019)年 1 月 13 日改定

過去の改定

昭和 54(1979)年 3 月 20 日 東京コンテスト規約制定

昭和 56(1981)年 3 月 20 日 東京 UHF コンテスト規約制定

平成 8(1996)年 3 月 20 日 東京 CW コンテスト規約制定

平成 20(2008)年 11 月 10 日 全規約一部改定、CW コンテスト時刻変更

平成 22(2010)年 6 月 30 日 全規約一部改定、電子ログ受付

平成 23 (2011)年 9 月 1 日 東京 UHF コンテスト規約一部改定

平成 24(2012)年 4 月 10 日 全規約一部改定

平成 30 (2018)年 1 月 28 日 全規約一部改定、改定事項以下

1. 市区町村島・道府県ナンバーのうち島嶼部のマルチを変更し、新しく400番台としました。これに伴い300番台は廃止しました。
2. 社団局等は参加資格がありませんが、コンテスト時にこれらの局との交信は得点に計上可としました。社団局等の書類提出ができないことを明記しました。
3. 参加証を廃止しました。理由はJARLビューローの業務軽減のためです。

## 東京コンテスト規約

- 1 日時：5月3日(祝) 09:00～15:00JST
- 2 参加資格：国内アマチュア局(移動運用する局も含む)及び SWL、ただし、社団局・特別局・特別記念局(以下「社団局等」という)は除く
- 3 使用周波数帯：
  - (1) 電信 21MHz～144MHz 帯(JARL コンテスト使用周波数帯による)
  - (2) 電話 21MHz～144MHz 帯(JARL コンテスト使用周波数帯による)
- 4 参加部門・種目およびコード：

部門	種目	都内		都外	
		一般	ヤング	一般	ヤング
電信	オールバンド	1CA		2CA	
	21MHz バンド	1C21		2C21	
	28MHz バンド	1C28		2C28	
	50MHz バンド	1C50		2C50	
	144MHz バンド	1C144		2C144	
電信電話	オールバンド	1XA	<u>1YA</u>	2XA	<u>2YA</u>
	21MHz バンド	1X21	<u>1Y21</u>	2X21	<u>2Y21</u>
	28MHz バンド	1X28	<u>1Y28</u>	2X28	<u>2Y28</u>
	50MHz バンド	1X50	<u>1Y50</u>	2X50	<u>2Y50</u>
	144MHz バンド	1X144	<u>1Y144</u>	2X144	<u>2Y144</u>
	SWL	1XSWL	<u>1YSWL</u>	2XSWL	<u>2YSWL</u>

注1) 電信電話部門は電話のみによる場合も含む

注2) SWL の種目はオールバンド・シングルバンドの区別をしない

注3) ヤング部門の局のオペレータはコンテスト開催当日現在の年齢18才以下とし、ゲストオペ、マルチオペでの運用はできないが、青少年の育成という観点を考慮してベテランが付いてのアシストは可。開局年数を問わない。サマリーシートの見解欄に、オペレータの年齢を明記。明記なき場合は、一般部門へのエントリーとする

### 5 交信方法:

- (1) 呼び出し
  - ① 電信「CQ TK TEST」
  - ② 電話「CQ トウキョウコンテスト」
- (2) コンテストナンバーの交換
  - ① 都内局=シグナルレポート RS(T)+自局の運用地点を示す別記市区町村ナンバー
  - ② 都外局=シグナルレポート RS(T)+自局の運用地点を示す別記道府県ナンバー

例1) 相手局の RS(T)が 59(9)、自局の運用場所が町田市の場合のコンテストナンバーは 59(9)010

例2) 自局の運用場所が山梨県の場合は 59(9)17
- (3) 都外局同士の交信も有効

### 6 禁止事項:

- (1) クロスバンドによる交信
- (2) 2波以上の電波(バンドの異なる場合も含む)の同時発射
- (3) コンテスト中の運用場所変更

## 7 得点及びマルチプライヤー:

### (1) アマチュア局:

- ① 得点=完全な交信で相手局が「都内局」の場合は2点、「都外局」の場合は1点
- ② マルチプライヤー=各バンドで交信した異なる都内の市区町村と道府県数

### (2) SWL:

- ① 得点=完全な交信をした「都内局」を受信した場合2点、「都外局」の場合1点
- ② マルチプライヤー=各バンドで受信した異なる都内の市区町村と道府県数

注1) 同一バンド内における重複交信は、電波型式が異なっても得点やマルチにはならない

注2) SWLは、注1)の「交信」を「受信」と読みかえる

注3) アマチュア局は交信した局の中に社団局等が含まれる場合この交信を得点に計上してよい

注4) SWLは受信した個人局の交信相手に社団局等が含まれる場合この受信を得点に計上してよいが、逆に社団局等が他の局と交信しているのを受信して得点に計上することはできない

総得点:

### (1) オールバンド

(各バンドで得た得点の和) × (各バンドで得たマルチプライヤーの和)

### (2) シングルバンド

(当該バンドで得た得点) × (当該バンドで得たマルチプライヤーの和)

**8 都内JARL登録クラブの得点及び順位:** 都内JARL登録クラブの構成員(個人局)から申告された総得点をクラブごとに計上し、順位を決定し3位まで表彰する。なお、サマリーシートのクラブ対抗欄の登録クラブ番号を正確に記入することとし、クラブ名等のみの場合は対象としない。

**9 賞:** (1) 各部門、種目の書類提出局数に応じて賞状を贈る(入賞者はJARL会員とする)

- ① 都内局は各種目の3位まで
- ② 都外局は各エリアの参加数に応じ、
  - (ア) 10局以下の場合1位まで
  - (イ) 11局以上20局以下の場合2位まで
  - (ウ) 21局以上の場合3位まで

(2) JN発表後に賞状を直接本人に郵送する。各アワードも同様とする

## 10 書類提出:

### (1) 紙ログ

① JARL 制定のサマリーシート・ログシート、またはこれと同形式のものを使用し、所定の事項を記入して提出する (A4 サイズ厳守)

② 参加局は、全部門を通じて1つの種目のみにサマリーシート・ログシートを提出する

③ サマリーシートに「コンテスト名称」「参加部門・種目コード」「コールサイン」などを記入する

④ 郵送提出先: 〒166-0012 東京都杉並区和田 1-44-8 可児長英

### (2) 電子ログ(E-mail)

① 提出先 jarltokyo@gmail.com

② 形式はJARL形式に準じるが、原則としてJARLコンテスト 電子ログ・サマリーシート作成ページの

VERSION=R1.0とする。全文をメール本文に貼り付けて送信する

(参考:VERSION=R1.0 東京都支部ホームページ「コンテスト規約」「東京都支部主催コンテスト ログ・サマリー提出用ツール」の項)

③ Eメールの subject (主題:タイトル)は、提出局の コールサイン(例:JA1\*\*\*\*/1 など)とする

④ JARL形式に準じない申請書は不可とし、また、申請書を添付ファイルで提出したものはウィルス対策等に鑑み、書類不備扱いとするため注意されたい

⑤ 自動返信による書類受付の返信メールを送信した際、書類のフォーマット、記載内容に関しての不備の

有無までは示していない、なお、gmail は特定のプロバイダーを受け付けないことがあったり、自動返信がされない場合もあるので留意されたい

⑥ サマリー・ログシートにマルチ、得点は必ず記載。記載のないものは書類不備扱いとする

⑦ 電子ログの受付に関し、システム上の問題等によりメールの再送信もしくは郵送での提出をお願いすることがあり、システム上の問題が発生した場合に、やむを得ず電子ログの受付を中止する場合がある。その場合は予めHP上で告知する

(3) 社団局等は参加資格がないため書類提出不可

(4) 締切り日:5月31日必着

11 発表: 入賞者は「JARL NEWS」地方コンテスト結果で発表し、全参加者の成績は JARL 東京都支部ホームページ (<https://www.jarl-tokyo.org/wp2/>) で発表するが、発表の順序は前後することがある

12 その他: 前記以外のルールは原則として JARL コンテスト規約に準ずる

13 市区町村・道府県ナンバー:

002 八王子市 003 立川市 004 武蔵野市 005 三鷹市 006 青梅市 007 府中市 008 昭島市  
009 調布市 010 町田市 011 小金井市 012 小平市 013 日野市 014 東村山市 015 国分寺市  
016 国立市 019 福生市 020 狛江市 021 東大和市 022 清瀬市 023 東久留米市 024 武蔵村山市  
025 多摩市 026 稲城市 028 羽村市 029 あきる野市 030 西東京市  
101 千代田区 102 中央区 103 港区 104 新宿区 105 文京区 106 台東区 107 墨田区 108 江東区 109 品川区 110 目黒区 111 大田区 112 世田谷 113 渋谷区 114 中野区 115 杉並区 116 豊島区 117 北区  
118 荒川区 119 板橋区 120 練馬区 121 足立区 122 葛飾区 123 江戸川区  
201 瑞穂町 202 日の出町 203 檜原村 204 奥多摩町  
401 大島町 402 利島村 403 新島村 404 神津島村 411 三宅村 412 御蔵島村 421 八丈町 422 青ヶ島村  
431 小笠原村

01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 秋田県 05 山形県 06 宮城県 07 福島県 08 新潟県  
09 長野県 11 神奈川県 12 千葉県 13 埼玉県 14 茨城県 15 栃木県 16 群馬県 17 山梨県  
18 静岡県 19 岐阜県 20 愛知県 21 三重県 22 京都府 23 滋賀県 24 奈良県 25 大阪府  
26 和歌山県 27 兵庫県 28 富山県 29 福井県 30 石川県 31 岡山県 32 島根県 33 山口県  
34 鳥取県 35 広島県 36 香川県 37 徳島県 38 愛媛県 39 高知県 40 福岡県 41 佐賀県 42 長崎県  
43 熊本県 44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 沖縄県

14 東京コンテスト「アワード」申請要領:

(1) 「アワード」

① 「6 Hours Worked Tokyo 全市賞」、「同全区賞」「同全郡・島賞」を、本コンテスト時間内に全市(002~030)、または全区(101~123)、あるいは全郡・島(201~204)の4 マルチプレイヤーと401~431のうちの1 マルチプレイヤー計5 マルチプレイヤー)とそれぞれ完全な交信が成立した局に発行する。シングルバンド、マルチバンドの制限はない。特記なし

② 申請先はコンテスト関係書類提出先と同じ

(2) 申請方法

サマリーシート下部(意見欄)に「アワードを希望する旨」および、「全市賞」「全区賞」「全郡・島賞」アワードの種別を明記する。返信用切手と封筒は不要

注1) 参加証は JARL ビューローの業務軽減のため廃止する

## 東京 CW コンテスト規約

1 日時: 10月の第4日曜日 06:00~12:00 (JST)

2 参加資格: 【東京コンテスト規約】にならう

3 使用周波数帯: 3.5/7/14/21/28/50/144/430MHz 帯 (JARL コンテスト使用周波数帯による)

※注 A2A 電波による電信は AM/SSB, F2A 電波による電信は FM の使用周波数帯となるので本コンテストでは使用不可

4 参加部門・種目およびコード:

部門	種目	都内	都外
電信	オールバンド	1CA	2CA
	3.5MHz バンド	1C35	2C35
	7MHz バンド	1C7	2C7
	14MHz バンド	1C14	2C14
	21MHz バンド	1C21	2C21
	28MHz バンド	1C28	2C28
	50MHz バンド	1C50	2C50
	144MHz バンド	1C144	2C144
	430MHz バンド	1C430	2C430
	SWL	1CSWL	2CSWL

※注 SWL の種目はオールバンド・シングルバンドの区別をしない。

5 交信方法:

(1) 呼び出し「CQ TK TEST」

(2) コンテストナンバーの交換

① 都内局=シグナルレポート RST+自局の運用地点を示す別記市区町村ナンバー

② 都外局=シグナルレポート RST+自局の運用地点を示す別記道府県ナンバー

例) 相手局の RST が 599, 自局の運用場所が八王子市の場合のコンテストナンバーは 599002、自局の運用場所が山梨県の場合は 59917

(3) 都外局同士の交信も有効。

6 禁止事項: 【東京コンテスト規約】にならう

7 得点及びマルチプライヤー:

(1) アマチュア局:

① 得点= 完全な交信で相手局が「都内局」の場合は 2 点、「都外局」の場合は 1 点

② マルチプライヤー= 各バンドで交信した異なる都内の市区町村と道府県数

(2) SWL:

① 得点= 完全な交信をした「都内局」を受信した場合 2 点、「都外局」の場合 1 点

② マルチプライヤー= 各バンドで受信した異なる都内の市区町村と道府県数

注 1) 同一バンド内における重複交信は得点やマルチにはならない

注 2) SWL は、注 1) の「交信」を「受信」と読みかえる

注 3) アマチュア局は交信した局の中に社団局等が含まれる場合この交信を得点に計上してよい

注 4) SWL は受信した個人局の交信相手に社団局等が含まれる場合この受信を得点に計上してよいが、逆に社団局等が他の局と交信しているのを受信して得点に計上することはできない

総得点: 【東京コンテスト規約】にならう

8 都内 JARL 登録クラブの得点及び順位: 【東京コンテスト規約】にならう

9 賞: 【東京コンテスト規約】にならう。ただし、JN 発表後に賞状を直接本人に郵送し、各アワードも同様とする

- 10 書類提出: 【東京コンテスト規約】にならう。ただし、締切り日は 11 月 15 日必着とする
- 11 発表:【東京コンテスト規約】にならう
- 12 その他: 前記以外のルールは原則として JARL コンテスト規約に準ずる
- 13 市区町村・道府県ナンバー: 【東京コンテスト規約】にならう
- 14 東京 CW コンテスト「アワード」申請要領: 【東京コンテスト規約】にならう

## 東京 UHF コンテスト規約

- 1 日 時: 11月23日(祝) 09:00~15:00 (JST)
- 2 参加資格: 【東京コンテスト規約】にならう。
- 3 使用周波数帯: ○430MHz 帯 (JARL コンテスト使用周波数帯による)  
○1200/2400/5600MHz/10GHz 帯は総務省告示のアマチュアバンド使用区別による  
注1) A2A 電波による電信は AM/SSB, F2A 電波による電信は FM の使用周波数帯とする
- 4 参加部門・種目およびコード:

部門	種目	都内		都外	
		一般	ヤング	一般	ヤング
電信電話	オールバンド	1XA	1YA	2XA	2YA
	430MHz バンド	1X430	1Y430	2X430	2Y430
	1200MHz バンド	1X1200	1Y1200	2X1200	2Y1200
	2400MHz バンド	1X2400		2X2400	
	5600MHz バンド	1X5600		2X5600	
	10GHz バンド	1X10G		2X10G	
	SWL	1XSWL	1YSWL	2XSWL	2YSWL

注1) 電波型式は自局に許された範囲とする

注2) SWL の種目はオールバンド・シングルバンドの区分をしない

注3) ヤング部門の局のオペレータはコンテスト開催当日現在の年齢 18 才以下とし、ゲストオペ、マルチオペでの運用はできないが、青少年の育成という観点を考慮してベテランが付いてのアシストは可。開局年数を問わない。ヤング部門のオールバンドは 430MHz、1200MHz の 2 バンドのみとする。2400MHz バンド以上にも参加し、得点を計上した場合は、一般部門へのエントリーとみなす。サマリーシートの意見欄に、オペレータの年齢を明記。明記なき場合は、一般部門へのエントリーとする

### 5 交信方法:

(1) 呼び出し

①電信「CQ TK TEST」

②電話「CQ トウキョウコンテスト」

(2) コンテストナンバーの交換

①都内局=シグナルレポート RS(T)+自局の運用地点を示す別記市区町村ナンバー

②都外局=シグナルレポート RS(T)+自局の運用地点を示す別記道府県ナンバー

例) 相手局の RS(T)が 59(9)、自局の運用場所が江戸川区の場合のコンテストナンバーは 59(9)123、自局の運用場所が鹿児島県の場合は 59(9)46

(3) 都外局同士の交信も有効

### 6 禁止事項:

(1) クロスバンドによる交信

(2) 2 波以上の電波(バンドの異なる場合も含む)の同時発射

(3) コンテスト中の運用場所変更

(4) レピータによる交信

(5) 総務省告示のアマチュアバンド使用区別の逸脱

### 7 得点及びマルチプ라이어: 【東京コンテスト規約】にならう

### 8 都内 JARL 登録クラブの得点及び順位: 【東京コンテスト規約】にならう

### 9 賞: 【東京コンテスト規約】にならう。ただし、JN 発表後に賞状を直接本人に郵送し、各アワードも同様とする

### 10 書類提出: 【東京コンテスト規約】にならう、ただし、締切り日は 12 月 15 日必着とする

- 11 発表:【東京コンテスト規約】にならう
- 12 その他: 前記以外のルールは原則としてJARLコンテスト規約に準ずる
- 13 市区町村・道府県ナンバー: 【東京コンテスト規約】にならう
- 14 東京UHFコンテスト「アワード」申請要領: 【東京コンテスト規約】にならう